議案第八十五号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者　港区長　武井雅昭

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十八条第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（昇給についての適用除外）

第三十二条の三　第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

付　則

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条第一項、第二十八条第二号から第四号まで及び第三十条第一項の改正規定並びに次項の規定　令和元年十二月十四日

二　第三十二条の二の次に一条を加える改正規定　令和二年四月一日

2　前項第一号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給についての、前項第一号に掲げる改正規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第一項、第二十八条第二号及び第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説　明）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）及び成

年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されるほか、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。